

23条第2項)の申立てを行った。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xらの申立てを斥けた。

人格権に基づく差止めが認められるためには、その侵害行為によって被侵害者が被るおそれがある生命の安全及び身体の健康に対する被害が社会生活上受忍すべき限度を超えていることが必要であるというべきである。

そして、右受忍限度を超えるか否かの判断にあたっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度、被害の防止等に関する措置の有無等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである。

本件施設については、

- ・ 施設が操業を開始することにより有害化学物質が発生する蓋然性があり、かつ、発生することが予測される化学物質の中には、人体に有害な物質も一部存することが認められるが、それらの化学物質がXらの居住地及び勤務地に到達する際には、大気によって相当程度拡散され、国が定めた環境基準を確実に下回ると推認できること。
- ・ 現段階では、施設の操業によって発生すると予測される化学物質が直接の原因となってXらに化学物質過敏症を引き起こす高度の蓋然性があるとまでは認められないこと。
- ・ 本施設には一定の公共性及び公益性が認められること。
- ・ 相応の有害化学物質対策が講じられ、行政上の手続が履行されていること。

を考慮すれば、本件施設の操業による化学物質の発生により、Xらの生命の安全及び身体の健康に対して受忍限度を超える被害が生ずる蓋然性があるとまでは認められない。

10 開発区域におけるがけ崩れ又は溢水により直接的な被害を受ける可能性のある範囲の地域に居住している者は、開発許可の取消しを求める原告適格を有するが、良好な環境下に生活する利益ないしは景観権の侵害を理由とする原告適格は認めることができないとされた事例

横浜地判 平成17年10月19日 判自280-93

<事案の概要>

Aは、共同住宅を建築するため、建築予定地を含む2826.58㎡の開発区域につき、都市計画法第29条第1項、第30条に基づく開発許可をY市長に申請し、平成14年7月19日付けでY市長は開発許可を行った。

これに対し、開発区域内又はその近隣に居住するXらが、がけ崩れによる生命、身体の安全の侵害、溢水による生命、身体の安全の侵害、良好な環境下に生活する利益ないしは景観権の侵害を理由として、本件開発許可処分の取消し及び原告1人あたり10万円ないし50万円の損害賠償を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xらの訴えを斥けた。

Xらのうち、開発区域におけるがけ崩れ又は溢水により直接的な被害を受ける可能性のある範囲の地域に居住している者は、開発許可の取消しを求める原告適格を有する。良好

な環境下に生活する利益ないしは景観権の侵害を理由とする原告適格は認めることができない。

Y市長の開発許可処分につき、開発許可の基準を定めた都市計画法第33条第1項各号違反は認められない。